2026 年 11 月 13 日

各位

FFG リース株式会社

令和 8 年熊本地震に伴うリース資産（償却資産）固定資産税減免に関するお知らせ

このたびの令和 8 年熊本地震により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、令和 8 年熊本地震により被害を受けたリース物件について、各自治体（リース物件の設置場所）の条例に基づく固定資産税（償却資産）の減免申請手続きを進めてまいります。

リース物件にかかる固定資産税は、所有者である弊社が納税義務者となっているため、各自治体への申請手続きは弊社より行う必要がありますが、リース物件の正確な被害状況を把握するためには、お客さまからの情報提供が不可欠となります。

つきましては、弊社とのお取引リース物件において令和 8 年熊本地震による被害（滅失・毀損など）がございましたら、大変お手数ではございますが、お取引のある担当営業部・支店または営業担当者までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

■対象となる物件■

令和 8 年熊本地震により、被害（滅失・一部毀損・使用不能など）を受けたリース物件
（※リース車両や割賦契約物件は対象外となります。）

■ご連絡いただきたい内容■

・お客さま名（法人名）およびご担当者さま連絡先
・リース契約番号または物件名称、設置場所（被災場所）
・被害の状況（全損、一部破損、使用不能など）

■連絡先■

担当営業部・支店名	連絡先電話番号
熊本営業部	☎０９６－２８８－６１３７
福岡営業部／オートリース事業部	☎０９２－２６０－７９１５
久留米支店	☎０９４２－６４－８５１７
北九州支店	☎０９３－３８３－０５１２
長崎営業部	☎０９５－８２２－１１７１
佐世保支店	☎０９５６－２３－８２８０

※各自治体への減免申請には申請期限や独自の締切が設けられております。迅速な手続きを行うためにも、お早めにご一報をいただけますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

※各自治体への減免申請手続きには、「被害状況が確認できる物件写真」や「修繕した場合の見積書（又は領収書）」等が必要です（詳細は、各自治体の HP をご確認ください）。

※各自治体への減免申請手続き後、償却資産の減免が認可された場合には、お客さまに対して固定資産税還付手続きを行う予定です（詳細は、各自治体の HP をご確認ください）。

以　上